

## ◆◆◆ 制度

### 平成25年度 病児保育事業のご案内

#### ■病児保育とは

入院を必要としない程度の病状で、急性期〜回復期にあたり、家庭や集団での保育が困難なお子様を一時的にお預かりする事業です。



※医師により受け入れが不可能と判断された場合には利用できません。

#### ■対象（すべてあてはまる子ども）

- ① 生後6ヶ月〜小学3年生まで
- ② 保護者の就労、傷病、冠婚葬祭等社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること。

#### ■対象となる病気

- ① 風邪、下痢（腸炎）等、子どもが日常的にかかる疾患  
（脱水症状はないが保育所等に連れていけないとき）
- ② インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘等の伝染病疾患（麻疹を除く）  
（急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、出席停止期間で保育所等へ行けないとき）
- ③ 喘息などの慢性疾患  
（呼吸困難は強くないが、保育所

- 等には連れていけないとき）  
④ 骨折、熱傷などの外傷性疾患  
（病状が固定しても、保育所等には連れていけないとき）

#### ■利用料金

世帯の課税状況によります。

世帯区分	利用料
生活保護世帯	無料
前年度分の市町村民税非課税世帯	1日 1,000円 (半日 500円)
上記以外の世帯	1日 2,000円 (半日 1,000円)

- #### ■利用時間
- 8時30分〜17時30分  
※土・日・祝日、その他平山こどもクリニックの休診日はお休みです。

#### ■利用手続き

- 役場での事前手続きが必要です。  
○ 平成24年中に有田川町に転入された方は、前住所で平成24年度課税証明書をとり添付してください。  
※登録用紙については、役場のほか、

各保育所、平山こどもクリニックに常備しています。

#### ■問い合わせ／金屋庁舎こども教育課

## ◆◆◆ 案内

### 「きび会館」閉館について

皆さまに慣れ親しまれてきました「きび会館」が、3月31日（火）をもって閉館いたしました。長い間、ご愛顧ありがとうございました。

#### ■問い合わせ／金屋庁舎社会教育課

### 詐欺電話に注意してください

最近、有田郡内で警察官を名乗る者から、「あなたの通帳を預かっている。」「通帳の件で消費者センターから電話がかかってくるので対応して欲しい。」などと言う、詐欺手口の電話が数件連続してかかっています。警察官がこのような電話をかけたり、現金を引き出すように指示したり、自宅に現金やキャッシュカードを取りに来ることは絶対にありません。このような電話がかかってきた場合は信用せずに、湯浅警察署へ相談してください。

- #### ■問い合わせ／湯浅警察署（電話 64・0110）・警察相談電話（#9110）